

一般財団法人 日本ビルディング経営センター定款

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
電話 03(3211)6771〔代表〕

一般財団法人 日本ビルディング経営センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本ビルディング経営センター（以下「本センター」という。）という。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本センターは、ビルの経営管理に関する教育研修活動、ビル経営管理者の養成及びビル経営管理士登録証明事業を行うことにより、ビルの経営管理の向上を図り、もって我が国の経済及び福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ビルの経営管理に関する講座
- (2) ビル経営管理士登録証明事業
- (3) ビルの経営管理に関するセミナー
- (4) ビルの経営管理に関する調査、研究、指導及び相談
- (5) ビルの経営管理に関する広報及び出版
- (6) 日本ビル経営管理士会に関する事業
- (7) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本センターの基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に、基本財産として記載された財産
- (2) 本センターの設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、本センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(特定資産)

第6条 本センターは、特定の事業を行うため、又は将来の環境の変化に対応するため、特定資産を有することができる。

(事業年度)

第7条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本センターの事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本センターに、評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 本センターに評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 会長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 評議員会議長の任期については、第12条第1項の規定を準用する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び理事長が記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第24条 本センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。
- 3 理事のうち1名を常務理事とし、もって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本センターを代表するとともに、その業務を総理する。

3 理事長は、本センターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠け

たときはその職務を行う。

- 4 常務理事は、理事長を補佐して業務を執行する。
- 5 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 監事は、前項の報告をするために必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 8 監事は、理事が本センターの目的の範囲外の行為、その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為により本センターに著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 9 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第31条 本センターは、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第32条 本センターは、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の実任限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(兼職の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 本センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第31条の責任の免除及び第32条の実任限定契約の締結

(開催)

第36条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、会長は、請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 前項の場合に、理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、第 27 条第 6 項の規定により、理事会を招集することができる。

(招 集 の 通 知)

- 第 38 条 理事会を招集する者は、理事会の開催日の一週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長とする。ただし、第 37 条第 3 項又は第 4 項の規定により、理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決 議 の 省 略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報 告 の 省 略)

- 第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議 事 録)

- 第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第45条 本センターは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

(解散)

第46条 本センターは、基本財産の滅失による本センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第47条 本センターは、剰余金の分配を行うことができない。

2 本センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

第10章 補則

(顧問及び参与)

第49条 本センターに顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本センターに関する重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 参与は、本センターの業務及び運営について会長の諮問に応ずる。

5 顧問及び参与の任期については、第28条第1項の規定を準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

(委員会)

第50条 本センターに、業務に関する専門事項を審議するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(賛助会員)

第 51 条 本センターの趣旨に賛同する者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、理事会において別に定める基準に適合しなければならない。

3 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納めるものとする。

(事務局及び職員)

第 52 条 本センターの事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 本センターは、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置き、かつ、保存しなければならない。

(1)定款

(2)評議員、理事及び監事の名簿

(3)評議員会及び理事会の議事に関する書類

(4)事業計画書及び収支予算書

(5)第 9 条第 1 項各号の書類

(6)監査報告書

(7)その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(細則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 財団法人日本ビルディング経営センターの移行時の理事全員は、特例民法法人の解散の登記の日を以って任期満了退任するものとする。

4 本センターの最初の会長(代表理事)は、高木丈太郎、理事長(代表理事)は、黒田正輝とする。

5 本センターの最初の常務理事(業務執行理事)は、片山俊光とする。